

築上町告示第101号

平成23年第3回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

平成23年8月1日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成23年8月4日
- 2 場 所 築上町役場議事堂

開会日に応招した議員

工藤 政由君	田原 宗憲君
小林 和政君	塩田 文男君
工藤 久司君	塩田 昌生君
武道 修司君	宮下 久雄君
有永 義正君	西畑イツミ君
中島 英夫君	西口 周治君
信田 博見君	丸山 年弘君
田村 兼光君	吉元 成一君

応招しなかった議員

平成23年 第3回 築上町議会臨時会会議録(第1日)

平成23年8月4日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成23年8月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第1号 築上町議会議長選挙
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 選挙第2号 築上町議会副議長選挙
- 日程第6 議席の指定
- 日程第7 諸般の報告
- 議長の報告
 - 提出された案件等の報告
- 日程第8 発議第1号 築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 発議第2号 築上町議会常任委員会委員の選任について
- 日程第10 発議第3号 築上町議会運営委員会委員の選任について
- 日程第11 発議第4号 築上町議会基地対策特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第12 発議第5号 築上町議会報編集委員会の設置に関する決議について
- 日程第13 発議第6号 築上町議会研修委員会の設置に関する決議について
- 日程第14 選挙第3号 京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 日程第15 選挙第4号 京築地区水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第16 選挙第5号 築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の選挙について
- 日程第17 選挙第6号 豊前広域環境施設組合議会議員の選挙について
- 日程第18 築上町議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第19 築上町議会常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第20 築上町議会特別委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第1号 築上町議会議長選挙

- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 選挙第2号 築上町議会副議長選挙
- 日程第6 議席の指定
- 日程第7 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第8 発議第1号 築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 発議第2号 築上町議会常任委員会委員の選任について
- 日程第10 発議第3号 築上町議会運営委員会委員の選任について
- 日程第11 発議第4号 築上町議会基地対策特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第12 発議第5号 築上町議会報編集委員会の設置に関する決議について
- 日程第13 発議第6号 築上町議会研修委員会の設置に関する決議について
- 日程第14 選挙第3号 京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 日程第15 選挙第4号 京築地区水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第16 選挙第5号 築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の選挙について
- 日程第17 選挙第6号 豊前広域環境施設組合議会議員の選挙について
- 日程第18 築上町議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第19 築上町議会常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第20 築上町議会特別委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(16名)

1番 工藤 政由君	2番 田原 宗憲君
3番 小林 和政君	4番 塩田 文男君
5番 工藤 久司君	6番 塩田 昌生君
7番 武道 修司君	8番 宮下 久雄君
9番 有永 義正君	10番 西畑イツミ君
11番 中島 英夫君	12番 西口 周治君
13番 信田 博見君	14番 丸山 年弘君
15番 田村 兼光君	16番 吉元 成一君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 教育長 神 宗紀君
会計管理者兼会計課長 川崎 道雄君
総務課長 吉留 正敏君 財政課長 則行 一松君
企画振興課長 渡邊 義治君 人権課長 松田 洋一君
税務課長 田村 一美君 福祉課長 高橋 美輝君
産業課長 中野 誠一君 上水道課長 加來 泰君
総合管理課長 吉田 一三君 環境課長 永野 隆信君
農業委員会事務局長 ... 田村 幸一君 商工課長 久保 和明君
学校教育課長 田中 哲君 生涯学習課長 田原 泰之君
監査事務局長 石川 武巳君 清掃センター長 田村 修乃君

午前10時00分開会

事務局長(進 克則君) 皆さん、どうもおはようございます。事務局長の進です。よろしくお願いいたします。

本日は、選挙後の初めての議会でございます。定刻の10時になりましたので、初議会を開催させていただきたいと思います。

まず最初に、築上町長、新川町長からごあいさつの申し出がございますので、ごあいさつをお願いしたいと思います。町長、よろしくお願いいたします。

町長(新川 久三君) 皆さん、おはようございます。去る7月24日の町議会選挙で、本当に激戦を皆さん戦ってこられて、16名の議員さんが確定しました。まことにおめでとうでございます。今後とも町政の発展により、お願い申し上げたいと思います。

さて、最近の少し状況を説明させていただきますと、決算の概要がまず明らかになってまいりました。これ、広報で一応主なポイントだけお知らせしておりますけれども、後の9月議会では皆さんに審査をいただくわけでございますけれども、経常収支費比率、合併時105であったのがだんだん下がってきて今年度は88.1%ということで、大分好転の兆しが見えてきておるところでございます。

そしてまた、起債の残高、これも、合併時は144億3,000万、これが113億3,000万というふうなことで、こ

れも大幅に減ることができました。

そしてまた、基金は逆に13億9,000万が現在のところ33億3,000万というふうなことで、これはもう着実に合併の成果が出てきておると、このように考える次第でございます。

そしてまた、さきの東日本の大震災、町民の皆さんのいろんな御支援をいただきながら、町も急遽1,000万円ということで、予備費から義援金として、皆さんの決議のもとで出させていただきました。

そしてまた、町民からの義援金ということで、義援金箱、それから各種団体から、集めましたんで町を経由で送って下さいということで、約760万円が現在日赤を通じて送金をしておるところでございます。

それから、きのう、福岡防衛施設局、それから築城基地合同で、町のほうに、これは、いわゆる通告ではございませんけど、お知らせということで、今まで日本の基地内の移動訓練は通知なしに、お知らせなしに訓練をやってきたということでございますけれども、今回ブルーインパルスが築城基地で芦屋基地と両方で訓練をするというふうなことで、これは、いわゆる日本の自衛隊間同士の訓練ですので、基本的には通知の協定といいますが、入ってないけれども、ブルーインパルスということで、非常に目立つということで、町民の皆さんから問い合わせがあったときには、ぜひ皆さん方もお答えをしていただきたいということで、きのう昼から見えて、8月いっぱいぐらいまでは練習をしたいと。というのが、芦屋基地、常駐は芦屋基地でございますけれども、芦屋基地で訓練でき得ない陸域の部分が芦屋はちょっと狭いというようなことで、築城の基地内の上空で訓練をやらなきゃならない場合が出てくるというふうなことで、それで問い合わせがあれば、松島基地が被災に遭って、この九州の芦屋基地を常駐にしておりますけれども、築城基地でも練習をするということで、そしてまた、航空祭も始まる時期でございますんで、それから各地のそれぞれ航空祭をする飛行場のほうに出かけて練習も多々あるというふうなことも聞き及んでいるところでございますし、ブルーインパルスがこの築城基地で若干練習をすると、このようなことを御承知おきしていただきたいと、このように。

それでは、4年間皆様方の町政に対する、進展ができるようお願い申し上げまして、冒頭の皆さんに対する歓迎のあいさつを終わります。どうもおめでとうございました。

事務局長(進 克則君) ここで、初の議会ということで、議員さん並びに町執行部の自己紹介をさせていただきますと思います。まず初めに、議員さんからお願いしたいと思います。1番のお座りの議員さんから順次自己紹介をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議員(1番 工藤 政由君) 新人の工藤政由です。よろしく願いいたします。

議員(2番 田原 宗憲君) 田原宗憲です。今後ともよろしく願いいたします。

議員(3番 小林 和政君) 4年休んでおりました小林和政です。よろしく願いいたします。

議員(4番 塩田 文男君) 塩田文男です。よろしく願いいたします。

議員(5番 工藤 久司君) 工藤久司です。よろしく願いいたします。

議員(6番 塩田 昌生君) 塩田昌生です。よろしく願いいたします。

議員(7番 武道 修司君) 武道修司です。どうぞよろしく願いいたします。

議員(8番 宮下 久雄君) 宮下久雄です。よろしくお願いいたします。

議員(9番 有永 義正君) 有永義正です。よろしくお願いいたします。

議員(10番 西畑イツミ君) 西畑イツミです。よろしくお願いいたします。

議員(19番 中島 英夫君) 中島英夫でございます。よろしく御指導のほどお願いします。

議員(12番 西口 周治君) 西口周治です。よろしくお願いいたします。

議員(13番 信田 博見君) 信田博見でございます。よろしくお願いいたします。

議員(14番 丸山 年弘君) 丸山年弘です。よろしくお願いいたします。

議員(15番 田村 兼光君) 田村兼光です。よろしくお願いいたします。

議員(16番 吉元 成一君) 吉元成一です。4年間の長期出張に出されると心配してましたが、短期出張で済みましたので今後ともよろしくお願いいたします。

事務局長(進 克則君) どうもありがとうございました。

次に、執行部の方から自己紹介をお願いしたいと思います。執行部の方、前のほうに並んでいただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

町長(新川 久三君) 執行部のほうは、私が新川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、副町長は、私が全国の今、基地協議会の副会長をしておるんで、会議があるんで、岐阜県の各務原のほうにちょっと代理で、きょうの議会があるんで行っていただいておるんで、ちょっときょう出席できないので、あしからず御了承のほどお願い申し上げます。あとはそれぞれ自己紹介をさせます。

教育長(神 宗紀君) 教育長の神宗紀です。よろしくお願いいたします。

会計管理者兼会計課長(川崎 道雄君) 会計管理者兼会計課長の川崎道雄と申します。よろしくお願いいたします。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課長の吉留でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日は古田下水道課課長、中川建設課長、さらに平塚住民課長が、課長研修のため欠席となっております。

財政課長(則行 一松君) 財政課長をしております則行一松です。よろしくお願いいたします。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課長の渡邊義治でございます。よろしくお願いいたします。

税務課長(田村 一美君) 税務課長の田村一美です。よろしくお願いいたします。

学校教育課長(田中 哲君) 学校教育課長の田中哲です。よろしくお願いいたします。

生涯学習課長(田原 泰之君) 生涯学習課長の田原泰之です。よろしくお願いいたします。

監査事務局長(石川 武巳君) 監査事務局長の石川武巳と申します。よろしくお願いいたします。

人権課長(松田 洋一君) 人権課長の松田洋一でございます。よろしくお願いいたします。

総合管理課長(吉田 一三君) 支所の総合管理課長の吉田一三です。よろしくお願いいたします。

上水道課長(加來 泰君) 上水道課長の加來泰と申します。よろしくお願いいたします。

農委事務局長(田村 幸一君) 農業委員会事務局長の田村幸一です。よろしくお願いいたします。

清掃センター長(田村 修乃君) 清掃センターの田村修乃です。よろしくお願いいたします。

商工課長(久保 和明君) 商工課長の久保和明でございます。よろしくお願いいたします。

産業課長(中野 誠一君) 産業課長の中野誠一と申します。よろしくお願いいたします。

福祉課長(高橋 美輝君) 福祉課長の高橋美輝です。よろしくお願いいたします。

環境課長(永野 隆信君) 環境課長の永野隆信です。よろしくお願いいたします。

事務局長(進 克則君) どうもありがとうございました。

それでは、初議会に入らせていただきます。

本臨時会は、築上町議会議員一般選挙後の初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員さんが臨時に議長の職務を行うこととなります。

年長の中島議員さんを御紹介いたします。中島議員さん、よろしくお願いいたします。

では、中島議員さん、議長席のほうに御登壇をお願いいたします。

(臨時議長 中島 英夫君議長席に着く)

臨時議長(中島 英夫君) 皆さん、おはようございます。ただいま紹介をいただきました中島でございます。

先ほど事務局より説明がございましたように、地方自治法第107条の規定に基づき、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ただいまから平成23年第3回築上町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第1. 仮議席の指定

臨時議長(中島 英夫君) 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2. 選挙第1号

臨時議長(中島 英夫君) 日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

臨時議長(中島 英夫君) ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、投票立会人に仮議席1番、工藤政由議員、2番、田原宗憲議員を指名します。いいですか。

投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

臨時議長(中島 英夫君) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

臨時議長(中島 英夫君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長(中島 獺夫君) では、記入してください。記入しましてから1番から順次投票してください。

〔議員投票〕

臨時議長(中島 英夫君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長(中島 英夫君) 開票します。立会人の方のお願いをいたします。

〔開票〕

臨時議長(中島 英夫君) 選挙の結果を報告します。

投票総数16票、有効投票15票、無効投票1票。有効投票のうち、宮下久雄議員7票、田村兼光議員7票、
武道修司議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票15票の4分の1で、したがって3.75票であります。宮下議員と田村議員の得票数はいずれもこれを超えております。宮下議員と田村議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定が公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになります。第1回のくじは、くじを引く順序を定め、2回目のくじで当選人といたします。くじは抽せん棒で行います。

宮下久雄議員と田村兼光議員、くじ立会人をお願いいたします。

〔両議員抽せん棒を引く〕

臨時議長(中島 英夫君) 結果を報告します。くじの順序が決定しました。1番くじは宮下議員、2番が田村兼光議員であります。ただいまよりくじ引き順序により、当選人を決定するくじを行います。

〔両議員抽せん棒を引く〕

臨時議長(中島 英夫君) くじの結果を報告します。くじの結果は、田村議員に、当選人と決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長(中島 英夫君) ただいま議長に当選されました田村議員が議場におられますので、会議規則第33条の規定により当選の告知をいたします。

つきましては、議長の当選並びに承諾のごあいさつを前の演壇でお願いをいたします。

議員(仮議席15番 田村 兼光君) 皆さん、おはようございます。只今ご承知のとおり、宮下議員と私が同数でございます、くじの結果、私が当選となりました。今後ともひとつよろしくお願い申し上げます。

なお、浅学非才な私でございますが、今後の築上町の発展のために議員の皆さん方と執行部、職員、三者が一丸となりまして、明るい展望の持てるような町政に御協力していきたいと思っておりますので、皆さん方のそれなりの御援助をよろしくお願い申し上げます、議長就任のあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

臨時議長(中島 英夫君) それでは、議長、議長席に登壇してください。

以上で臨時議長の職務は終わりました。議長の席を降壇させていただきます。ありがとうございました。(拍手)

(臨時議長退席、議長着席)

議長(田村 兼光君) 皆さん、議長が初めてでございますので、いろいろと不手際があると思いますが、何とぞよろしくお願い致します。

それでは、今から始めます。

日程第3. 会議録署名議員の指名

議長(田村 兼光君) 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、仮議席3番、小林和政議員、4番、塩田文男議員を指名します。

日程第4. 会期の決定

議長(田村 兼光君) 日程第4、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日の1日間と決定しました。

日程第5. 選挙第2号

議長(田村 兼光君) 日程第5、選挙第2号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長(田村 兼光君) ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、投票立会人に仮議席5番、工藤

久司議員、6番、塩田昌生議員を指名します。

投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

議長(田村 兼光君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長(田村 兼光君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) それでは、記入してください。記入しましたら、1番から順次投票してください。

〔議員投票〕

議長(田村 兼光君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで投票を終わります。

開票します。立会人の方、お願いします。

〔開票〕

議長(田村 兼光君) それでは、選挙の投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、うち有効投票16票、無効投票0票。有効のうち、中島英夫議員7票、有永義正議員7票、武道修司議員1票、西畑イツミ議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票数16票の4分の1です。したがって4票であり、中島議員と有永議員の得票数はいずれも超えております。中島議員と有永議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。1回目のくじは、くじを引く順序を定め、2回目のくじで当選人を決定するものです。くじは抽せん棒で行います。

中島議員と有永議員、くじの立会をお願いします。

まず、くじを引く順序を定めるくじを行います。

〔両議員抽せん棒を引く〕

議長(田村 兼光君) 1のくじを引かれた人は、中島議員です。当選人を定めるくじの際、1番目のくじを引き、2のくじを引かれた人は、当選人を定めるくじの際に2番目にくじを引きます。

では、中島議員と有永議員、くじを引いてください。

〔両議員抽せん棒を引く〕

議長(田村 兼光君) では、ただいまより、くじ引き順序により、当選人を決定するくじを行います。くじには、

丸印と無印の2種類があります。今回は、丸印のくじを引かれた方が当選人となります。

くじの結果を報告します。くじの結果は、有永議員が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

議長(田村 兼光君) ただいま副議長に当選されました有永議員が議場におられますので、会議規則第33条の規定により、当選の告知をします。

つきましては、副議長の当選並びに承諾のごあいさつを前の演台で行います。有永議員、どうぞ。

副議長(有永 義正君) 僭越ながら、ただいま副議長に選任されました有永義正といたします。議長を支えながら議会運営に努めていきたいと思ひます。また、町民の方々から信頼される議会へと努力をしていきたいと思ひます。どうか今後も協力方お願いいたしたいと思ひます。(拍手)

議長(田村 兼光君) それでは、ここで一たん休憩とします。再開は午後1時半からとします。

議員の皆さんは、委員会室で全員協議会を開催いたしますので、お集まりください。

執行部はここで退席しても結構です。

午前10時45分休憩

.....
午後1時30分再開

議長(田村 兼光君) では、定刻になりましたので、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第6. 議席の指定

議長(田村 兼光君) 日程第6、議席の指定を行います。

議席については、会議規則第4条第3項の規定によって、お手元に配付しております議席表のとおりとします。

なお、本日は、議場整理のため仮議席で運営させていただきます。

日程第7. 諸般の報告

議長(田村 兼光君) 日程第7、諸般の報告。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りします。本日の臨時会で提出されています日程第8、発議第1号の築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第20の築上町議会特別委員会の閉会中の継続審査についてまでを本日即決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、発議第1号の築上町議会委員会条例の一部を改正す

る条例の制定についてから、築上町議会特別委員会の閉会中の継続審査についてまで、本日即決することに決定しました。

日程第8. 発議第1号

議長(田村 兼光君) 日程第8、発議第1号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局の朗読について、提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長(進 克則君) 発議第1号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成23年8月4日、提出者、築上町議会議員信田博見、賛成者、築上町議会議員中島英夫、賛成者、築上町議会議員西口周治、築上町議会議長田村兼光殿。

議長(田村 兼光君) 提案理由の説明を求めます。信田博見議員。

議員(仮議席13番 信田 博見君) 発議第1号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方自治法第109条の規定に基づいた議会運営にかかわる常任委員会条例について、委員会の議員定数の変更を行うための関係条文の一部を改正するものであります。

以上です。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより発議第1号について採決を行います。発議第1号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9. 発議第2号

議長(田村 兼光君) 日程第9、発議第2号築上町議会常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付しております名簿のとおり指名しますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配付しております名簿のとおり

り選任することに決定しました。

ここで報告します。各委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参っておりますので御報告いたします。事務局長から報告してください。事務局長。

事務局長(進 克則君) 事務局から報告いたします。

総務常任委員会の委員長に信田博見議員、副委員長に田原宗憲、厚生文教常任委員会の委員長に西口周治議員、副委員長に武道修司議員、産業建設常任委員会の委員長に中島英夫議員、副委員長に塩田昌生議員の方々が互選されました。以上のとおり、互選されたことについての報告がありましたので、これで報告を終わります。

日程第10. 発議第3号

議長(田村 兼光君) 日程第10、発議第3号築上町議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付しております名簿のとおり指名しますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はお手元に配付しております名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで報告します。議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参っておりますので御報告いたします。事務局長から報告してください。事務局長。

事務局長(進 克則君) 事務局から報告いたします。

議会運営委員会の委員長に信田博見議員、副委員長に中島英夫議員の方々が互選されました。以上のとおり互選されたことについての報告がありました。これで報告を終わります。

日程第11. 発議第4号

議長(田村 兼光君) 日程第11、発議第4号築上町議会基地対策特別委員会の設置に関する決議について議題とします。

事務局の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長(進 克則君) 発議第4号築上町議会基地対策特別委員会の設置に関する決議について。標記について別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり定めるものであります。平成23年8月4日、提出者、築上町議会議員吉元成一、賛成者、築上町議会議員武道修司、賛成者、築上町議会議員塩田昌生、築上町議会議長田村兼光殿。

議長(田村 兼光君) 提出議員の説明を求めます。吉元議員。

議員(仮議席16番 吉元 成一君) 提案理由の説明を申し上げます。

発議第4号築上町議会基地対策特別委員会の設置に関する決議。築上町に位置する築城基地に関する調査、研究並びに具体的な要望を行うもので、行政や住民と一体となって防音対策などに取り組み、住民の安全確保の対応策を検討するものであります。また、昨今の在日米軍再編・普天間飛行場移転問題等に伴う訓練など、築城基地が多岐にわたり新たな局面を迎えております。関係自治体との連携も強化、活動することを含めて設置をするものであります。

以上、よろしく審議をお願いいたします。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより発議第4号について採決を行います。発議第4号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置された築上町議会基地対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、築上町議会基地対策特別委員会の委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第12. 発議第5号

議長(田村 兼光君) 日程第12、発議第5号築上町議会報編集委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長(進 克則君) 発議第5号築上町議会報編集委員会の設置に関する決議について。標記について別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり提出するものであります。平成23年8月4日、提出者、築上町議会議員有永義正、賛成者、築上町議会議員西畑イツミ、賛成者、築上町議会議員工藤久司、築上町議会議長田村兼光殿。

議長(田村 兼光君) 朗読を終わりました。

提出議員の説明を求めます。

議員(仮議席16番 吉元 成一君) 議長。

議長(田村 兼光君) はい。

議員(仮議席16番 吉元 成一君) 議案の発議の第4号のところで、ほかの委員会については、委員会で決定した委員長と副委員長の報告がありました。しかし、基地対策特別委員会については報告を受けてませんので、報告をしていただきたいと思います。

議長(田村 兼光君) はい、いいですか。

事務局長(進 克則君) 事務局から報告いたします。

基地対策特別委員会の委員長に吉元成一議員、副委員長に武道修司議員が互選されました。以上のとおり互選されたことについて報告がありましたのでこれを報告をさせていただきます。

以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。

議題、今どれやったかいな。提出議員の説明、有永議員、お願いします。有永議員。

議員(仮議席9番 有永 義正君) 提案理由の説明をいたします。

発議第5号築上町議会報編集委員会の設置に関する決議。議会広報は議会と住民を結ぶ連絡網の一貫であり、議会の審議・活動状況などを広く住民にお知らせする重要な役割を担っています。この議会広報の活動を充実し、住民の皆様にわかりやすく情報を提供できる仕組みを研究調査し、それに携わる編集委員が十分に活動できるように編集委員会を設置するものであります。終わり。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより発議第5号について採決を行います。発議第5号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置された築上町議会報編集委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、築上町議会報編集委員会の委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第13. 発議第6号

議長(田村 兼光君) 日程第13、発議第6号築上町議会研修委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。

事務局長(進 克則君) 発議第6号築上町議会研修委員会の設置に関する決議について。標記について別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり定めるものであります。平成23年8月4日、提出者、築上町議会議員武道修司、賛成者、築上町議会議員塩田文男、賛成者、築上町議会議員田原宗憲、築上町議会議長田村兼光殿。

議長(田村 兼光君) これより提出議員の説明を求めます。武道議員。

議員(仮議席7番 武道 修司君) 議長。発議第6号築上町議会研修委員会の設置に関する決議についての提案理由を述べます。

議会議員の活動は、住民のさらなる生活向上を願うものであります。この研修委員会は、それらの情報収集や先進事例を吸収し、築上町の発展に寄与するための研修を始め、議員の見聞を広めるとともに、近年の社会構造の変化に対応し得る町づくりの構築を議員みずからが研究し、共通認識の中、住民生活の向上を目指すものであります。今回の委員会設置は、これらの事項を円滑に展開できる仕組みとして設置するものでありますので、何とぞ御協力のほどよろしく願いをいたします。

以上です。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより発議第6号について採決を行います。発議第6号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置された築上町議会研修委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、築上町議会研修委員会の委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

議員(仮議席7番 武道 修司君) 議長、名簿読み上げなくていいですか。

事務局長(進 克則君) 事務局から報告いたします。

議会研修委員会の委員長に武道修司議員、副委員長に塩田文男議員の方々が互選されました。以上のとおり互選されたことについての報告がありました。これで報告を終わります。(「その前に議会報」と呼ぶ者あり)

議員(仮議席1番 工藤 政由君) 議長、一括審議したらどうですか。14から17、18から終わりまで一括審議、できませんか。

議長(田村 兼光君) もう余計ないけえ、もうちょっと、もう辛抱しておくれ。

事務局長(進 克則君) 議会報編集委員会の委員長、副委員長を御報告いたします。委員長に有永義正議員、副委員長に西畑イツミ議員が互選されましたので報告いたします。

以上でございます。

日程第14. 選挙第3号

議長(田村 兼光君) 日程第14、選挙第3号京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法について、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

京築広域市町村圏事務組合議会議員に田村兼光、吉元成一議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました田村兼光、吉元成一議員を京築広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました田村兼光、吉元成一議員が京築広域市町村圏事務組合議会議員に当選人とされました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第15. 選挙第4号

議長(田村 兼光君) 日程第15、選挙第4号京築地区水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法について、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定しました。

京築地区水道企業団議会議員に田村兼光、西口周治議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました田村兼光、西口周治議員を京築地区水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました田村兼光、西口周治議員が京築地区水道企業団議会議員に当選人とされました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第16. 選挙第5号

議長(田村 兼光君) 日程第16、選挙第5号築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法について、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

築上郡自治会館等資産管理組合議会議員に信田博見議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました信田博見議員を築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました信田博見議員が築上郡自治会館等資産管理組合議会議員に当選人とされました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第17. 選挙第6号

議長(田村 兼光君) 日程第17、選挙第6号豊前広域環境施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法について、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

豊前広域環境施設組合議会議員に武道修司議員、西畑イツミ議員、塩田文男議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました武道修司議員、西畑イツミ議員、塩田文男議員を豊前広域環境施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました武道修司議員、西畑イツミ議員、塩田文男議員が豊前広域環境施設組合議会議員に当選人とされました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第18. 築上町議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長(田村 兼光君) 日程第18、築上町議会運営委員会の閉会中の継続審査について議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたように、本会議の会期日程等議会の運営に対する事項について閉会中の継続審査の申し出がありましたのでこれを許可したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定しました。

日程第19. 築上町議会常任委員会の閉会中の継続審査について

議長(田村 兼光君) 日程第19、築上町議会常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付していますように閉会中の継続審査の申し出がありましたのでこれを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定しました。

日程第20. 築上町議会特別委員会の閉会中の継続審査について

議長(田村 兼光君) 日程第20、築上町議会特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付していますように閉会中の継続審査の申し出がありましたのでこれを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定しました。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

これで第3回臨時会を閉会します。御苦勞でございました。

午後2時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員